

環境省動物愛護管理室 殿

福島県食品生活衛生課 殿

警戒区域内の被災ペット等の保護における遵守事項誓約書

私及び私が代表を務める _____ の構成員は、民間団体による警戒区域内の被災ペット等の保護に関するガイドライン「7 作業に当たっての遵守事項」に基づく下記遵守事項を遵守することを誓約いたします。

(下記遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください)

公益立入に関する注意事項

該当する市町村がホームページ等で公表している「公益立入に関する注意事項」を遵守いたします。

立入ポイント通過の遵守

警戒区域への入退出は、次の2箇所以外は使用いたしません。

入退出は同一のポイントを使用いたします。

ア 南相馬市原町区米々沢字沼田29-1先に設けられた国道6号線のポイント①

イ 双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸1先に設けられた国道6号線のポイント⑩

なお、入退出時には、立入ポイントにおいて、環境省及び福島県の職員における車両確認（車内も含む。）を受けます。

また、警戒区域内で環境省または福島県職員から活動内容の確認のため質問等を受けた場合には、これに応じます。

立入車両の標識

警戒区域内に立ち入る車両には、車のアンテナ部等に目印となる黄色のリボンを装着いたします。

警戒区域内での禁止行為

ア 喫煙および火気を使用しません。

イ 器物に損害を与えません。

ウ 建物内には入りません。

エ 警戒区域内に置かれている物品は使用しません。

オ 犬ねこ等の家庭動物以外の物(保護の作業に伴い発生した廃棄物を除く)を持ち出しません。

所持品の制限

被災ペット等の保護に必要な器具機材以外の物品を警戒区域内に持ち込みません。

報告書の提出

立入り期間終了後速やかに、実績報告書（団体名、代表者名、住所、連絡先、立入者全員の氏名、保護した動物の飼い主の氏名、住所、保護した日時、場所〔地域名等

詳細に]、保護動物の特徴、写真、保護動物の収容場所等)を福島県食品生活衛生課に提出いたします。なお、保護活動期間中に環境省または福島県からの求めがあった場合は、その時点までの保護状況について速やかに報告いたします。

□ 持ち出し後の収容及び飼養

自己の責任において当該被災ペットの飼養管理を行います。

また、依頼者に対しては、出来るだけ早い時期に当該被災ペットを引き渡し、飼い主への返還等が完了した時点で、相双保健福祉事務所に届け出ます。

なお、緊急的に保護した動物についても、自己責任のもと飼養管理を行うとともに、被災ペットの遺失者の所有権の保護を逸することのないよう、自身のホームページ等で対象動物に関する情報(保護の場所、動物種、種類、毛色、性別、その他の特徴等当該動物を個体識別できる写真(電子データ)及び現在の収容場所)を公表するほか、その内容を相双保健福祉事務所にも届け出ます。また、飼い主への返還等が完了した時点においても同様に相双保健福祉事務所に届け出ます。

□ 環境保全の遵守

活動期間中に使用した餌の空袋の他、活動によって発生した廃棄物については、自らの活動終了までの間に回収いたします。

また、他者の使用した餌のものであっても積極的に回収し、環境の保全に努めます。

□ 警戒区域内における秩序の確保

警戒区域内での作業にあたっては、行政機関、事業者等の業務や住民の一時立入りの支障となるような行為や法令に違反する行為、また他の民間団体とのトラブルなど秩序を乱す行為をいたしません。また、損害賠償等が発生する事態が生じた場合は、自己の責任において対処し、必ず福島県食品生活衛生課へ届け出ます。

□ スクリーニングの実施

業務終了後は、自らの責任において立入車両及び保護動物のスクリーニングを実施いたします。

□ その他

ガイドラインの趣旨(飼い主から保護依頼のあった被災ペットの保護)にそぐわない写真、映像の撮影及び配信は慎みます。

確認欄
(印)

平成 年 月 日

団体名：

代表者名：

(印)

<誓約上の注意事項>

※申請者が上記遵守事項を守らない場合は、即時立入の許可を取り消し、以降の立入り許可は与えない。

※上記誓約書は、申請者が記入し、保護計画書等提出時に、福島県食品生活衛生課に提出してください。